水産加工業者向け支援措置（令和3年度当初予算、令和2年度補正予算）

		事業名	支援内容	予算計上部局	逆引きキーワード	ページ
1. 国内外の新たな商流づくり	当初	水産バリューチェーン事業のうち バリューチェーン連携推進事業のうち バリューチェーン改善促進事業	マーケットインの発想に基づく「売れるものづくり」をする上で支障となる課題を、水産バリューチェーン関係者が連携し、情報流・物流の高度化や先端技術の活用等を図ることで、克服しようとする取組等を支援します。	水産庁 加工流通課	★国内向け	1
	補正	水産物輸出拡大緊急対策事業のうち 水産物輸出拡大連携推進事業	水産加工業者、輸出関係業者、漁業生産者等が連携して、国際マーケットに通用するモデル的な商流・物流を構築しようとする取組みに対して支援します。	水産庁 加工流通課	★輸出向け ★機器整備	2
2. 加工原料の確保	当初	特定水産物供給平準化事業	水揚げ量の季節変動等の影響を受ける水産物を買取・保管し、水産加工業者等の求める時期に提供する取組を支援します。	水産庁 加工流通課	★調整保管等	3
3. 加工機器の整備・開発等	当初	水産バリューチェーン事業のうち 流通促進・消費等拡大対策事業のうち 水産加工・流通構造改善促進事業	国産水産物の流通・輸出の促進と消費拡大を図るため、①加工業者等が行う加工原料を新たな魚種に転換する取組、②学校給食向け加工品の開発及び低・未利用魚の有効活用等で連携して対処する取組、③輸出を促進する取組を支援します。	水産庁 加工流通課	★原料転換 ★学校給食向け開発、低・未利用魚の有効活用等 ★アドバイザー指導	4
	当初	浜の活力再生・成長促進交付金	水産業のスマート化を推進する取組に必要な共同利用施設・機器の整備、産地市場の統廃合に必要な共同利用施設の整備等を支援することにより、水産業の成長産業化を推進します。	水産庁 防災漁村課（加工流通課）	★共同利用施設 ★機器整備	5
	補正	水産業競争力強化緊急施設整備事業				
	当初	復興水産加工業等販路回復促進事業	被災地（青森～千葉の各県、栃木県及び群馬県）の水産加工業者に対し、販路回復・新規開拓等のための専門家による個別指導やセミナー等の開催、必要な機器整備を支援します。	復興庁（水産庁 加工流通課 執行）	★販路拡大 ★アドバイザー指導	6
	補正	加工食品の国際競争力強化に向けた食品製造イノベーション推進事業	先端技術を実際の製造現場に複数導入し、一連のシステムとして実証を行い、その成果を広く情報発信して横展開を図る取組み等を支援します。	食産局 食品製造課	★新技術開発・実証	8
4. 輸出促進	補正 当初	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設の整備	水産加工食品等の輸出拡大に必要なHACCP及びISO、FSSC等の基準を満たす施設等の新設（かかり増し経費）及び改修、機器の整備を支援します。	食産局 輸出先国規制対策課	★輸出のための施設・機器整備 ★HACCP対応等	10
	補正	グローバル産地づくり緊急対策事業（地域の加工食品の国際競争力強化支援事業）	加工食品の輸出拡大に向けて、商品開発・PR等や生産性向上等に必要な機械の改良・開発や、コロナ禍であってもIoT等により生産を維持できる機械の導入等を支援します。	食産局 食品製造業	★輸出のための機器整備	12
	補正	海外需要創出等支援緊急対策事業	2030年輸出５兆円目標の実現に向けた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を踏まえ、戦略的な輸出拡大へのサポート、高付加価値水産物の海外への販路拡大等を支援します。	食産局 海外市場開拓・食文化課	★海外プロモーション	13
	当初	戦略的輸出拡大サポート事業				
	当初	グローバル産地づくりの強化	GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に基づき、輸出に取組もうとする水産加工業者等への輸出診断、産地形成に必要な計画策定、水産エコラベルの国内外への普及に向けた取組等を支援します。	食産局 海外市場開拓・食文化課	★輸出計画づくり等	14

5. 産地加工業のレベルアップ	当初	水産バリューチェーン事業のうち 産地水産加工業イノベーションプラン支援事業	地域の水産加工業者の将来を担う中核的人材の育成に係る取組（研修、視察等）や、関係機関や異業種と連携した事業の協業化等により産地水産加工業者が生産性向上を図ろうとする取組を支援します。	水産庁 加工流通課	★勉強会 ★共通課題の解決 ★異業種及び同業者との連携	16
6. 金融支援	ー	水産加工資金	食用水産加工品の製造又は加工の高度化及び事業基盤の強化を促進することによって、食用水産加工品の安定供給を図るために必要な長期かつ低利の資金ニーズに応えています。	水産庁 加工流通課	★設備資金等の低利融資	18
7. 新型コロナ対策	補正	水産業労働力確保緊急支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による人手不足を解消するため、水産加工業等における代替人材の雇用を支援します。	水産庁 加工流通課	★新型コロナの影響による人手不足	19
	補正	国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業	新型コロナウイルス感染症拡大による外食、インバウンド等の需要減少の影響を依然として受けている加工業者等の新たな生活様式に対応した販売促進・販路の多様化等の取組を支援します。	大臣官房 政策課	★新型コロナの影響による需要減少	20

『原料仕入先や商品の販売先などと組んで、
新たなビジネスを興し、商流全体で価値向上に取り組みたい』

水産バリューチェーン事業のうちバリューチェーン連携推進事業のうち

バリューチェーン改善促進事業

マーケットインの発想に基づく「売れるものづくり」をする上で支障となる課題を、水産バリューチェーン関係者が連携し、情報流・物流の高度化や先端技術の活用等を図ることで、克服しようとする取組等を支援します。

対象となる方

①から③までの各段階に所属する民間団体等の参加は必須とし、①から⑤までで構成されるバリューチェーン改善協議会

①生産段階：漁業者、養殖業者又はこれらの者が構成する団体
②加工・流通段階：水産加工、卸売、物流等の業を営む事業者等
③販売段階：小売店、外食・給食事業者、中食事業者等
④行政・試験研究機関
⑤その他の民間団体等

支援内容

（１）バリューチェーン改善検討事業（補助率：定額）

事業者が構成する協議会の運営や、システム・新技術の導入にかかる調査・検討に要する経費を支援します。

（２）バリューチェーン改善システム構築事業（補助率：１／２）

電子システムの開発・導入、情報通信機器の賃借に要する経費を支援します。

（３）バリューチェーン改善実証事業（補助率：１／２）

新製品の試験製造・販売など協議会が行う取組の効果・持続可能性を実証するために必要な経費を支援します。

※本事業に採択され、機器の整備を行う場合は、予算の範囲内で当該年度の「水産加工・流通構造改善促進事業」の連携プロジェクトの支援が活用可能。

■ 事業の流れ

国

バリューチェーン改善協議会

補助率：定額、１／２

ご利用方法

水産庁が実施する公募に対して課題提案書を提出して応募する必要があります。
ご不明の点については下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【　お問い合わせ先　】
水産庁漁政部加工流通課調整班
電話：03－6744－2350

『原料仕入先や輸出商社などと組むことで、
課題を克服し、輸出拡大に取り組みたい』

水産物輸出拡大緊急対策事業のうち

水産物輸出拡大連携推進事業

水産加工業者、輸出関係業者、漁業生産者等が連携して、国際マーケットに通用するモデル的な商流・物流を構築しようとする取組みに対して支援します。

対象となる方

①から③までの各段階に所属する民間団体等の参加は必須とし、①から⑤までで構成される水産物輸出拡大連携協議会

①生産段階：漁業者、養殖業者又はこれらの者が構成する団体
②加工・流通段階：水産加工、卸売、物流等の業を営む事業者等
③輸出段階（※）：我が国から海外への水産物の輸出又は海外における我が国水産物の輸入の業を営む輸出商社、海外インポーター・ディストリビューター、海外バイヤー等
④行政・試験研究機関
⑤その他の民間団体等
※ただし、日本国内に所在する民間団体等のみに限ります。

支援内容

（1）輸出バリューチェーン改善検討事業（補助率：定額）
事業者が構成する協議会の運営や、システム・新技術の導入にかかる調査・検討に要する経費を支援します。

（2）輸出バリューチェーン改善システム等導入事業（補助率：1／2）
システム・機器の整備、資材の導入に要する経費を支援します。

（3）輸出バリューチェーン改善実証事業（補助率：1／2）
新製品の試験製造・販売など協議会が行う取組の効果・持続可能性を実証するために必要な経費を支援します。

■ 事業の流れ

国 ⇒ 輸出拡大連携協議会
補助率：定額、1／2

ご利用方法

ご利用頂くためには、水産庁が実施する公募に対して課題提案書を提出して応募する必要があります。
ご不明の点については下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【 お問い合わせ先 】
水産庁漁政部加工流通課調整班
電話：03－6744－2350

『水産加工原料の安定的な供給を図りたい。』

（令和3年度当初予算）

特定水産物供給平準化事業

水揚げ量の季節変動等の影響を受ける水産物を買取・保管し、水産加工業者等の求める時期に提供する取組を支援します。

対象となる方

漁業者団体等

支援内容

特定水産物供給平準化事業（補助率：定額、１／２）

　水産加工業者等への国産水産加工原料の安定供給に資するため、漁業者等から買い取った水産物等を保管し、水産加工業者等に対して安定的に販売（調整保管）する漁業者団体等の取組に必要な、買取代金等を資金調達した際に要する金利や調整保管に要する保管料等について支援します。

■ 事業の流れ

定額
１／２

漁業者団体等

全国漁業協同組合連合会
全国水産加工業協同組合連合会
北海道漁業協同組合連合会
日本遠洋旋網漁業協同組合
山陰旋網漁業協同組合
漁業協同組合連合会　など

ご利用方法

下記の事業実施主体等にお問い合わせください。

【　お問い合わせ先　】

水産物安定供給推進機構
電話：03－3254－7044
水産庁漁政部加工流通課調整班
電話:03－6744－2350

『不漁魚種からの原料転換や企業連携・輸出開拓により、国産水産物由来加工品のマーケットを拡大したい』

水産バリューチェーン事業のうち流通促進・消費等拡大対策事業のうち

水産加工・流通構造改善促進事業

国産水産物の流通・輸出の促進と消費拡大を図るため、①加工業者等が行う加工原料を新たな魚種に転換する取組、②学校給食向け加工品の開発及び低・未利用魚の有効活用等で連携して対処する取組、③輸出を促進する取組を支援します。

対象となる方

水産加工業者等又はこれらの団体

支援内容

（1）対象の取組

①魚種転換プロジェクト

漁獲量が減少し入手困難な魚種（スルメイカ、サンマなど）から漁獲量が豊富な魚種等新たな魚種に加工原料を転換する取組

②連携プロジェクト

加工業者等が他の関係事業者と2者以上で「連携協議会」を組織し、単独では対応が困難な課題に効果的に対応するための取組

③輸出促進プロジェクト

国産水産物の輸出額の増加見込み等から実証効果が十分な取組

（2）対象経費

市場調査・商談等旅費、コンサルティング経費、プロモーション資材等作成費、加工機器・資材*、流通機器・資材*など

*連携プロジェクトの対象経費のうち加工機器・資材、流通機器・資材は、

- 「学校給食向け加工品の開発」、「低・未利用魚への原料転換・有効活用を図る取組（国、地公体等が資源管理措置の対象としている魚種は除く）」
- 別途実施する「バリューチェーン改善促進事業（事業実施計画の承認を得た年度に限る。）又は水産庁が認定した水産加工業イノベーションプラン（当該プランの認定を受けた翌年度に限る。）を実践する取組」

のいずれかの場合に限ります。

（3）補助率　　対象経費の1／2の範囲内

ご利用方法

（1）国産水産物流通促進センターへ課題提案書を提出。事業評価審査委員会の審査を経て、プロジェクト実施者として選定されます。

（2）国産水産物流通促進センターの指示に従い、補助金の交付等の手続きを行います。

（3）本事業の詳細やこれまでの取組実績などは、国産水産物流通促進センターホームページ（http://www.fish-jfrca.jp/suisan/）を参照してください。

【　お問い合わせ先　】

水産庁漁政部加工流通課調整班
電話：03－6744－2350

『産地市場や加工施設などの共同利用施設を整備したい』

（令和3年度当初予算）

①浜の活力再生・成長促進交付金

（令和2年度補正予算）

②水産業競争力強化緊急施設整備事業

水産業のスマート化を推進する取組に必要な共同利用施設・機器の整備、産地市場の統廃合に必要な共同利用施設の整備、衛生環境を強化するために必要な共同利用施設の整備等を支援することにより、水産業の成長産業化を推進します。

対象となる方

①の事業の場合

浜プランに参画する水産加工業協同組合、又は、水産加工業又は水産流通業の発展を目的とする団体・法人（水産加工業者又は水産流通業者（5人以上）が主たる構成員となる団体）

②の事業の場合

広域浜プラン（浜プラン）に参画する水産加工業協同組合

支援対象施設及び補助率

（1）対象施設

鮮度保持施設、加工処理施設、荷さばき施設、廃棄物等処理施設、加工流通作業等軽労化施設、衛生環境強化施設など

（2）補助率

事業費の1／2以内、4／10以内、1／3以内

※事業を実施する際は都道府県に申請してください。

【　お問い合わせ先　】
・水産庁漁政部加工流通課企画調査班
電話：03－3591－5612
・各都道府県　水産部局

『東日本大震災被災地産の
水産加工品の販路を回復・開拓したい』

復興水産加工業等販路回復促進事業

被災地（青森～千葉の各県、栃木県及び群馬県）の水産加工業者に対し、販路回復・新規開拓等のための専門家による個別指導やセミナー等の開催、必要な機器整備を支援します。

対象となる方

東日本大震災の被災地で水産加工業を営む事業者等

なお、この事業において被災地とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県の8県において著しい被害があった地域とします。

支援内容

（1）復興水産加工業等販路回復促進指導事業（補助率：定額）

① 復興水産販路回復アドバイザーによる現地指導事業

復興水産販路回復アドバイザー（商品開発コーディネーター、6次産業化プランナー、地域活性化支援アドバイザー等の専門家）による個別指導を無料で受けることができます。

② 販路回復セミナーの開催

商談力や加工技術の向上、輸出の取り組み方等、販路の回復・開拓に役立つテーマについての専門家等を講師にしてセミナーを開催します。

③ 商談会の開催

被災地水産加工品の安全性のアピールや震災で失った販路の回復のため、全国の主要な消費地において商談会を開催し、その出展経費を支援します。

④ 復興水産加工業販路回復促進センターホームページ

本事業の事業実施主体である復興水産加工業販路回復促進センターのホームページにおいて、被災地の企業による取組や、専門家による販路回復に関するコラム等を掲載しています。

（2）水産加工業等販路回復取組支援事業（補助率：2／3）

被災地の水産加工業者の、販路回復・新規創出等に向けた取組に必要な加工機器の整備や新商品開発、マーケティング調査等に必要な経費を支援します。

■ 事業の流れ

ご利用方法

（１）復興水産加工業等販路回復促進指導事業（補助率：定額）

下記お問い合わせ先の復興水産加工業販路回復促進センターまでお問い合わせください。

（２）水産加工業等販路回復取組支援事業（補助率：２／３）

以下の要件がございます。

１）青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県に水産加工施設が所在していること。
２）東日本大震災による直接的又は間接的被害を受けていること。
３）水産加工施設が復旧し、生産能力が回復していること。
４）被災前と比較し、売上が減少していると認められること。
５）売上の減少と被災との因果関係が客観的に認められること。
６）（１）①の復興水産販路回復アドバイザーによる指導を受けていること。

詳しくは、下記お問い合わせ先の復興水産加工業販路回復促進センターまでお問い合わせください。また、これまでの取組実績等は同センターのホームページを参照してください。

【　お問い合わせ先　】
復興水産加工業販路回復促進センター
（代表機関：全国水産加工業協同組合連合会）
電話：０３－３６６２－２０４０
URL：http://www.fukko-hanro.jp/

『ロボット、AI、IoT等の先端技術を活用して
生産性向上を図りたい』

加工食品の国際競争力強化に向けた食品製造イノベーション推進事業

先端技術を実際の製造現場に複数導入し、一連のシステムとして実証を行い、その成果を広く情報発信して横展開を図る取組み等を支援します。

対象となる方

水産加工業者を含む食品製造事業者及び民間団体等

支援内容

生産性向上に向けた先端技術のモデル実証（補助率：1/2、3/10）

食品製造業の生産性の向上を目的に、AI、ロボット、IoT 等の先端技術を実際の製造現場に複数導入し、生産コスト低減や安定生産に向けた、生産工程の自動化や遠隔での製造モニタリング、品質管理、安全管理など一連のシステムについて実証する取組を支援します。

労働力が半減しても現状の生産力を維持するなど
労働生産性を著しく向上させる新システムの開発・実証

遠隔管理・監視

画像処理を用いた自動ヘタ取り機導入による生産性向上

ロボットによる中心温度測定の自動化

補助率：
食品製造事業者、機械メーカー、情報関連企業、研究機関等を構成員とする
コンソーシアム：1/2以内
食品製造事業者、民間団体等：3/10以内

ご利用方法

・支援を受けたい食品製造事業者等は、事業実施主体（民間団体等）が行う公募に応募いただきます。
（公募に関する情報は、事業実施主体のHP等で公表されます。）
・応募する場合は、所定の様式に則り事業計画書のほか、申請書等提出書類一式を作成し、事業実施主体に提出していただきます。
（提出された事業計画書等は、外部有識者等で構成された審査委員会で審査され、審査結果に基づいて、事業を実施する事業者の採択の決定が行われます。）
（応募すれば、必ず採択されるとは限りませんので、ご留意願います。）
（採択された事業者名の情報は、事業実施主体のHPで公表されます。）
・本事業により導入、実証した技術、ノウハウについては、広く情報発信を図る、安価で他社に提供を行うなど、広く技術の横展開に努めていただきます。

■ 事業の流れ

国 →（定額）→ 民間団体等 →（1/2、3/10）→ 食品事業者等

【 お問い合わせ先 】
食料産業局食品製造課食品企業行動室
電話：03－6738－6166

『農林水産物・食品の輸出の拡大に向けて、HACCP等に対応した施設や機器の整備を行いたい』

食品産業の輸出向けHACCP等対応施設の整備

（令和2年度補正予算、令和3年度当初予算）

輸出向けHACCP等の認定・認証の取得による輸出先国の規制等への対応や、家庭食向けなどの輸出先国のニーズへの対応に取り組む食品製造事業者の方向けに施設や機器の整備、コンサルや認証取得等に必要な費用を支援します。

対象となる方

輸出を行う計画をもつ食品製造業者、食品加工業者、食品流通事業者、中間加工業者など。個別事業者も含む。（例：肉製品、水産加工品、農産加工品、菓子や卵製品などあらゆる食品の製造・加工業者）

事業実施計画書を作成すれば、食品製造事業者・加工事業者・流通事業者・中間加工事業者の方など、どなたでもご応募いただけます。

支援内容

（1） 施設整備事業

輸入条件への対応、輸出向けHACCP等の認定・認証取得に向けた対応及び輸出先国のニーズへの対応に必要な施設・設備の整備（新設・増築、改築及び修繕を含む。）及び機器の整備を支援。

【対象施設・機器の例】

施設の衛生管理の強化に向けた排水溝、床、壁等の改修。エアーシャワー、殺菌機等の衛生管理設備の導入。温度管理を要する装置・設備の導入。家庭食向けのパッキング設備の導入。等

（2） 効果促進事業

認証取得に向けたコンサルティング費や認証取得後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る研修費等、上記①の事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な費用を支援します。（①の事業費の20%以内）

交付額及び交付率

（1） 交付額

＜令和2年度補正予算＞上限5億円、下限250万円

＜令和3年度当初予算＞上限3億円、下限500万円

（2） 交付率

交付率は、輸出向け HACCP 等の認定・認証を取得する場合は 1/2、それ以外の場合は3/10となります。詳細は実施要綱をご確認ください。

農林水産物・食品の輸出の拡大に向けた施設・設備の整備を支援します！

施設整備事業

① HACCP 等の認定取得に必要な規格を満たすための施設・設備

② 輸出先国のバイヤー等が求める ISO、FSSC、JFS-C 等の認証取得に必要な規格を満たすための施設・設備

③ 輸出先国のニーズに対応した製品を製造するための設備　等

効果促進事業

施設整備と一体となってその効果を一層高めるために必要な費用（コンサル費等）

空気を経由した汚染の防止設備（パーティション）の導入

施設の衛生管理の強化に向けた排水溝、床、壁等の改修

温度管理を要する装置・設備の導入

ご利用方法

整備を行う施設等が所在する都道府県窓口へご連絡願います。都道府県窓口リストは以下に掲載しています。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/attach/pdf/haccp-64.pdf

【　お問い合わせ先　】

北海道農政事務所　生産経営産業部　事業支援課　電話:011-330-8810
東北農政局　経営・事業支援部　輸出促進課　電話:022-221-6402
関東農政局　経営・事業支援部　輸出促進課　電話:048-740-0459
北陸農政局　経営・事業支援部　輸出促進課　電話:076-232-4233
東海農政局　経営・事業支援部　輸出促進課　電話:052-223-4619
近畿農政局　経営・事業支援部　輸出促進課　電話:075-414-9101
中国四国農政局　経営・事業支援部　輸出促進課　電話:086-230-4258
九州農政局　経営・事業支援部　輸出促進課　電話:096-300-6340
内閣府　沖縄総合事務局　農林水産部　食料産業課　電話:098-866-1673

資料全体に関する問い合わせ窓口
食料産業局　輸出先国規制対策課
電話:03-6744-7184

『加工食品の国際競争力強化のための開発・PR等や、
生産性向上等に必要な新技術導入・機器整備をしたい』

グローバル産地づくり緊急対策事業
（地域の加工食品の国際競争力強化支援事業）

加工食品の輸出拡大に向けて、商品開発・PR等や生産性向上等に必要な機械の改良・開発や、コロナ禍であってもIoT等により生産を維持できる機械の導入等を支援します。

対象となる方

加工食品の輸出拡大を目指す食品製造事業者等
（ただし、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和２年１１月３０日）に記載のある清涼飲料水、菓子、ソース混合調味料、味噌・醤油を優先）

支援内容

（１）加工食品の国際競争力強化のための開発・PR等
食品製造事業者等が行う輸出先国が求める食品・高付加価値食品・レシピの開発、伝統的技術等を活用した加工食品のPR、実証試験等。

（２）食品製造業の生産性向上等に必要な新技術導入・機器整備
地域の中小食品製造事業者等が国際競争力強化や生産性向上に資する効率化・省人化のための新技術導入・機器整備等。

（３）補助率
補助率は、補助の対象となる経費について**定額**又は**1/2以内**若しくは**3/10以内**を助成します。

ご利用方法

■ 事業スキーム

公募時に関係機関に必要書類を提出してください。

【　お問い合わせ先　】
食料産業局食品製造課
電話：03－6744－7180

『世界に向けて販路を拡大したい』

（令和２年度補正予算）
海外需要創出等支援緊急対策事業
（令和３年度当初予算）
戦略的輸出拡大サポート事業

2030 年輸出５兆円目標の実現に向けた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を踏まえ、戦略的な輸出拡大へのサポート、高付加価値水産物の海外への販路拡大等を支援します。

対象となる方

水産加工業者を含む食品事業者及びその民間団体等

支援内容

（１）海外需要創出等支援緊急対策事業（補正）

① JETROによるデジタルツールを活用したビジネスマッチングの成果を向上させる取組への支援を強化します。
② JFOODOによる日本産食材の重点的・戦略的プロモーションを強化します。
③ 品目団体等による重点分野・テーマ別に集中実施する販路開拓支援を強化します。
④ 輸出を牽引する現地小売・飲食店の活用や流通事業者等を通じた日本産食材等の販路拡大を支援します。

（２）戦略的輸出拡大サポート事業 （当初）

① JFOODOによる、海外市場分析に基づく戦略的プロモーション、新たなマーケット開拓の取組を支援します。
② JETROによる、国内外の商談会の開催、海外見本市への出展、セミナー開催、専門家による相談対応、日本産食材サポーター店等と連携した日本産食材キャンペーンの実施をオンラインを含め支援します。
③ 輸出拡大が期待される具体的な分野・テーマについて、マーケティングの専門家を活用した上で、数値目標を定めて取り組む団体・民間事業者等による海外販路の開拓・拡大を支援します。

ご利用方法

JETROが事業実施主体となります。JETROが参加事業者等を募集・公募します。（募集や公募はJETROのHPで公表されます。）。

【 お問い合わせ先 】
食料産業局海外市場開拓・食文化課
電話：03－6744－1502
JETROホームページ https://www.jetro.go.jp/

『産地がかかえる課題を解決し、世界市場に通用する産地を構築したい』

グローバル産地づくりの強化

GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に基づき、輸出に取組もうとする水産加工業者等への輸出診断、産地形成に必要な計画策定、水産エコラベルの国内外への普及に向けた取組等を支援します。

対象となる方

水産加工業者を含む食品事業者及び民間団体等

支援内容

1. GFP グローバル産地づくり強化対策

① GFP グローバル産地計画策定等の支援

グローバル産地形成を具体的に進めるための計画策定、生産・加工体制の構築、事業効果の検証など、産地形成を本格的に進める取組を支援します。

② GFP コミュニティの形成、輸出診断等

生産者等への輸出診断や、交流会による GFP 登録者のコミュニティ形成を行うなど意欲ある生産者等に重点的なサポート・情報を提供します。また、輸出塾等を通じて、もう一押しで輸出につながるGFP登録者を支援します。

2. 日本発の水産エコラベルの普及推進に係る支援

我が国の水産物が持続可能な漁業・養殖業によって生産されていることを示す、日本発の水産エコラベルの国内外への普及に向けたイベント出展等の取組を支援します。

ご利用方法

・1の①事業については、都道府県を通じた間接補助事業となります。要望調査により補助金交付候補者を決定します。なお、要望調査は1月中旬より実施しています。応募にあたっての申請様式等は最寄りの都道府県の農林水産物・食品輸出担当部署にお問い合わせください（応募締切は各都道府県によって異なります。）

・1の②事業については、GFPコミュニティサイトに登録（無償）することで、様々なサービスを受けることができます（https://www.gfp1.maff.go.jp/）。

・2の事業については、公募で選ばれる民間団体等が事業実施主体となります（公募結果は農林水産省のHPで公表されます）。支援を受けたい水産加工業者は、事業実施主体へご相談ください。

・GFPグローバル産地づくり推進事業の令和2年度における採択事業としては、水産物を含む63のプロジェクトがございます。参考にしてください。
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/attach/pdf/gfpglobal_saitaku-7.pdf

【　お問い合わせ先　】
食料産業局海外市場開拓・食文化課
電話：03－6744－7172

『産地の若手経営者等で集まって各々のレベルアップを図るほか、産地加工の将来を検討し、新取組にチャレンジしてみたい』

水産バリューチェーン事業のうち

産地水産加工業イノベーションプラン支援事業

地域の水産加工業者の将来を担う中核的人材の育成に係る取組（研修、視察等）や、関係機関や異業種と連携した事業の協業化等により産地水産加工業者が生産性向上を図ろうとする取組を支援します。

対象となる方（事業）

水産加工業者又はこれらが主たる構成員となる組織

支援内容

（1）中核的人材育成支援事業（補助率：定額、1／2）

産地の水産加工業者の若手経営者等がチームを組み、レベルアップに向けた研修の場づくりと、これを通じた水産加工業者の中核的な人材の育成、課題解決のために必要な知識やスキルを習得するための取組に必要な経費を支援します。

（取組内容、補助対象予算の例）

・産地の課題（販路開拓、金融・保険、輸出促進等）を解決するための研修会の開催に必要な、会場費、講師旅費、講師謝金。

・先進的な取組をしている加工業者等の現地視察に必要な旅費。

（2）産地水産加工業イノベーションプラン作成支援事業（補助率：定額、1／2）

個々の水産加工業者だけでは解決が困難な課題について、産地で異業種と連携して、事業の協業化等生産性向上に資する計画「産地水産加工業イノベーションプラン」を作成し、同計画の実行面の経費を支援します。

（取組内容、補助対象予算の例）

・異業種（研究機関、金融機関、商工会等）と連携した協議会の会議費等。

・プランの実行に必要な経費（例：新商品開発や販路拡大に取り組む際の新商品成分分析費、マーケティング経費等。加工原料や商品を共同管理する際の保管経費、冷蔵冷凍設備の賃借料等）

なお、事業実施主体による選定とは別に、生産性向上が顕著に期待できると国に認められた「産地水産加工業イノベーションプラン」については、同プランの実現に資する機器整備等に対して既存の補助事業で優先的に支援します。

■ 事業の流れ

■ 事業のイメージ図

ご利用方法

　支援を受けたい水産加工業者等は、事業実施主体（民間団体等）が行う公募等に応募いただきます。

　不明な点は、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【　お問い合わせ先　】

水産庁漁政部加工流通課加工振興班

電話：03－6744－2349

『新製品開発や魚種転換に向けた加工機器を購入するための資金を調達したい』

水産加工資金

食用水産加工品の製造又は加工の高度化及び事業基盤の強化を促進することによって、食用水産加工品の安定供給を図るために必要な長期かつ低利の資金ニーズに応えています。

対象となる方（事業）

水産加工業者又はこれらの者が組織する法人（中小企業者に限る。）が行う、次の施設整備等

（1）食用水産加工品の製造・加工に係る業務の共同化や合併、原材料・製品の転換等
（2）食用水産加工品の製造・加工に係る新製品・新技術の研究開発又は利用
（3）未・低利用水産動植物を原料とする食用水産加工品の製造・加工
（4）特定の部位を原料とする非食用水産加工品（飼料用の魚粉等）の製造・加工

支援内容

■対象資金
設備資金及びそれに付随する運転資金

■貸付限度
貸付対象事業費の80%

■貸付利率
金利は変動します。詳しくは下記問い合わせ先にご確認下さい。

■貸付期間
10年超、15年以内、うち据置期間３年以内

取扱金融機関

日本政策金融公庫（農林水産事業）

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。
必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

【　お問い合わせ先　】
株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）
電話（農林水産事業　事業資金相談ダイヤル）：0120－154－505

『新型コロナウイルス感染症の影響で外国人技能実習生等が入国できないため、代替人材を雇って対応したい』

（令和２年度補正予算）

水産業労働力確保緊急支援事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による人手不足を解消するため、水産加工業等における代替人材の雇用を支援します。

対象となる方

水産加工業者*等

*当初受入れを予定していた外国人技能実習生等が入国できず人手不足となった経営体であること

支援内容

（1）対象の取組

当初受入れを予定していた外国人技能実習生等の代わりとして、地域の作業経験者や他産業の人材等を雇用する取組

（2）対象経費

掛かり増し賃金、保険料、宿泊費、交通費

（3）補助率　定額

（4）助成額の上限（１人当たり）

賃金：5,000円/日以内（500円/時×10時間/日）
保険料：2,000円/月
宿泊費：6,000円/日かつ100,000円/月
交通費：30,000円/月

ご利用方法

（1）助成を受ける前に、全国水産加工業協同組合連合会に必要書類（実習生の技能実習計画書・雇用条件書及び雇用者の雇用契約書等）を提出する必要があります。
（2）事業運営委員会の審査を経て、事業実施者として選定されます。
（3）本事業の詳細や申請書は、全国水産加工業協同組合連合会ホームページ（https://www.zensui.jp/news20210101.html）をご覧ください。

【　お問い合わせ先　】
水産庁漁政部加工流通課加工振興班
電話：03－6744－2349

『新型コロナウイルス感染症の影響による新たな生活様式に対応した販売促進、販路多様化に取り組みたい』

（令和２年度第３次補正予算）

国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業

インバウンド等の需要減少の影響を依然として受けている加工業者等の新たな生活様式に対応した販売促進・販路の多様化等の取組を支援します。

対象となる方

水産加工業者等*

*対象の国産農林水産物等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、価格、在庫量、販売額又は販売量が2割以上低下又は増加したもの（品目限定なし）。

*下記に掲げる販路多様化等に資する新たな取組を実施すること。

支援内容

1　インターネット販売

【補助対象経費、補助率】

①送料⇒定額

②インターネット販売を始める際に必要な経費（登録手数料、広告宣伝費等）⇒1/2以内

※②は、加工業者等がインターネット販売を始める際にサイトを新たに構築した場合に限ります。

2　テイクアウト・デリバリー等の活用

【補助対象経費、補助率】

①、②の取組に係る食材の調達費、資材費、輸送費等⇒1/2以内

①飲食店・旅館等、加工業者と交通機関等が連携して行うテイクアウト・デリバリー等の取組

②加工業者等と飲食店等を連携させ、食材調達ができるECサイトを活用した、テイクアウト・デリバリー等の取組

3　創意工夫による多様な販路の確立

【対象となる経費】

販促キャンペーン等創意工夫による多様な販路の確立に向けた取組に係る食材費、資材費、輸送費等⇒1/2以内

4　学校給食・子ども食堂等への食材提供

【対象となる経費】

学校給食・子ども食堂等への食材提供に係る食材調達費、資材費、輸送費等
⇒定額（実費相当額）

【　お問い合わせ先　】
水産庁漁政部加工流通課
電話：03－6744－2349

生産性向上を目指す皆様へ

新型コロナウイルスの影響が長期化する中、感染拡大を抑えながら

生産性の向上を図る企業を応援します
（中小企業生産性革命推進事業）

感染対策と経済活動の両立に資する設備導入や販路開拓への投資、テレワーク等に対応したITツールの導入等を支援します！

ものづくり補助金

通常枠　補助上限 1,000万円　補助率 1/2（小規模2/3）

低感染リスク型ビジネス枠*　補助上限 1,000万円　補助率 2/3

＊ 対人接触機会の減少に資する製品開発や設備投資、システム構築等。

持続化補助金

通常枠　補助上限 50万円　補助率 2/3

低感染リスク型ビジネス枠*　補助上限 100万円　補助率 3/4

＊ ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援。補助金総額の1/4以内（最大25万円）を感染防止対策費（消毒液購入費、換気設備導入費等）に充てることができる（※）。

※ 緊急事態宣言の再発令に伴い**特別措置**を講じます。

緊急事態宣言の再発令によって令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少している場合

➡感染防止対策費を補助金総額の1/2以内（最大50万円）に引き上げ。

IT導入補助金

通常枠　補助上限 450万円　補助率 1/2

低感染リスク型ビジネス枠*　補助上限 450万円（※）　補助率 2/3

※テレワーク対応類型は150万円

＊ 複数の業務プロセス（販売管理と労務など）を非対面化し、一層の生産性向上を図るITツールの導入や、テレワーク環境の整備に寄与するクラウド型のITツールの導入。

令和２年度３次補正予算において措置

（今後事業内容が変更等される場合があります。）

中小企業生産性革命推進事業の活用イメージ

ものづくり補助金

通常枠

・複数形状の餃子を製造可能な**餃子全自動製造機を開発。**

・「食べられるクッキー生地のコーヒーカップ」の**製造機械を新たに導入。**

低感染リスク型ビジネス枠

・AI・IoT等の技術を活用した**遠隔操作や自動制御等の機能を有する製品開発**（部品開発を含む）、**オンラインビジネスへの転換。**

担当課：中小企業庁　技術・経営革新課（03-3501-1816）

持続化補助金

通常枠

・宿泊・飲食事業等を行う旅館にて、**外国語版Webサイトや営業ツール**を作成。

・飲食業がそば粉の前処理の安定化、時間短縮化を図るため、そば粉の製粉に使用する**機械を一新。**

低感染リスク型ビジネス枠

・飲食業が、大部屋を個室にするための**間仕切りの設置**を行い、**予約制とするためのシステムを導入。**

・旅館業が宿泊者のみに提供していた料理を**テイクアウト可能にするための商品開発**を実施。

※感染リスクの低下に結び付かない取組や単なる周知・広報のためのHP作成等は通常枠のみで対象となる。

担当課：中小企業庁　小規模企業振興課（03-3501-2036）

IT導入補助金

通常枠

・経理業務を効率化するため、インボイス制度に対応した**会計ソフトを導入。**

・労働基準に関する制度に対応した労務管理を効率的に行うため、**勤怠管理ツールを導入。**

低感染リスク型ビジネス枠

・顧客対応や決済業務における顧客と従業員の間の接触機会を低減し、より効率的に実施できるような**「遠隔注文ツール」、「キャッシュレス決済ツール」、「会計管理ツール」の同時導入。**

担当課：商務・情報サービスG　サービス政策課（03-3580-3922）

※**ものづくり補助金と持続化補助金**は、**jGrants（電子申請システム）での申請受付を予定**しております。**GビズIDプライムの発行には２～３週間ほど時間がかかります**ので、補助金の申請をお考えの方は**事前のID取得**をお勧めします。https://www.jgrants-portal.go.jp/

中小企業生産性革命推進事業については、中小機構の生産性革命推進事業ポータルサイトをご覧ください。
https://seisansei.smrj.go.jp/

生産性向上を目指す皆様へ

「ものづくり・商業・サービス補助金」がさらに使いやすくなりました

「ものづくり補助金」だからできること。

補助上限 1,000万円または3,000万円、 補助率 1／2（原則）
で新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資を支援します。
※一般型は補助上限1,000万円、グローバル展開型は補助上限3,000万円

また、対人接触機会の減少に資する、製品開発、サービス開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資、システム構築等を支援します。
補助率 2／3（低感染リスク型ビジネス枠）

誰でも使える。生産性向上を目指すなら。

以下の要件を満たす事業計画（３～５年）を策定・実施する中小企業等※なら、どなたでもご応募いただけます。

要件①：付加価値額	要件②：給与支給総額	要件③：事業場内最低賃金
＋3 %以上／年	＋1.5 %以上／年	地域別最低賃金＋30 円

※業種によって定義が異なりますが、製造業の場合は、資本金３億円以下又は従業員300人以下の企業を指します。
また、革新性や事業性等の審査がございます。年によって異なりますが、例年は　２～３倍程度の採択倍率です。

かつてない「使いやすさ」へ。

データ連携や海外展開等の高度な取組や事業計画策定を支援できるメニューを用意

最適なタイミングでの申請、十分な準備・事業期間の確保が可能に

あらゆる補助金の手続を一つのポータルサイトに集約（J-Grants）

新型コロナウイルス感染拡大に対応し、ビジネスモデルの転換に取り組む事業者向けに低感染リスク型ビジネス枠(新特別枠)を創設

※詳細については、裏面（次ページ）を参照下さい。

令和元年度補正予算及び令和２年度第３次補正予算で中小機構に措置
並びに令和２年度当初予算で措置

活用例

事例①(通常枠)

・複数形状の餃子を製造可能な餃子全自動製造機を開発。
・「食べられるクッキー生地のコーヒーカップ」の製造機械を新たに導入。

事例②(低感染リスク型ビジネス枠)

物理的な対人接触を減じることに資する革新的な製品・サービスの開発（例　AI・IoT等の技術を活用した遠隔操作や自動制御等の機能を有する製品開発（部品開発を含む）、オンラインビジネスへの転換等）

新しいメニューで、様々な取組に対応。

予算	事業類型	概要	補助上限	補助率
R1補正予算・R2補正予算（ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業） ※個者 ※中小機構が実施	一般型	新製品・新サービス開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資及び試作開発を支援。（通常枠）	1,000万円	中小1/2 小規模2/3
		新型コロナウイルスの感染拡大が継続している中で、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた前向きな投資を支援。（低感染リスク型ビジネス枠）	1,000万円	2/3
	グローバル展開型（新）	海外事業（海外拠点での活動を含む）の拡大・強化等を目的とした設備投資等の場合、補助上限額を引上げ。	3,000万円	中小1/2 小規模2/3
	ビジネスモデル構築型（新）	中小企業30者以上のビジネスモデル構築・事業計画策定のための面的支援プログラムを補助。（例：面的デジタル化支援、デザイン経営実践支援、ロボット導入FS等）	1億円	大企業1/2 上記以外2/3
R2当初予算（ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業） ※連携体 ※経産省が実施	企業間連携型	複数の中小企業等が連携して行う高度なプロジェクトを最大２年間支援。（連携体は５者まで）	2,000万円/者	中小1/2 小規模2/3
	サプライチェーン効率化型（新）	幹事企業が主導するサプライチェーン全体を効率化する取組を支援。（連携体は１０者まで）	1,000万円/者	中小1/2 小規模2/3

<令和元年度補正・令和２年度第３次補正予算ものづくり補助金（一般型（低感染リスク型ビジネス枠含む）、グローバル展開型）の今後のスケジュール>

ものづくり補助金事務局

12月18日（金）　公募開始
2月9日（火）　電子申請受付
2月19日（金）　応募締切（5次締切）

応募方法等の詳細はこちらからご確認ください

※１～４次締切で不採択だった方は、５次締切に再度ご応募いただくことが可能です。５次締切分の採択発表は、３月末を予定しています。一般型とグローバル展開型は同じスケジュールで、５次締切後も申請受付を継続し、令和３年度内には、複数回の締切を設け、それまでに申請のあった分を審査し、随時、採択発表を行います。（予定は変更する場合があります。）

重要！：本補助金の申請にはGビズID（アカウント）の取得が必要です。
ＩＤ取得に一定の期間を要しますので、お早めにお手続き下さい。

GビズID　検索

販路開拓を目指す皆様へ

ブランド力を高めたい
商品を宣伝したい
HPを開設したい

そんな小規模事業者等の皆様にぜひ活用していただきたい補助金があります。

✓ 持続化補助金

（小規模事業者持続的発展支援事業）
小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援

＜補助額＞

一般型：上限50万円
※共同申請可能

低感染リスク型ビジネス枠：上限100万円
✓ポストコロナ社会に対応したビジネスモデルへの転換に資する取組や感染防止対策費（消毒液購入費、換気設備導入費等）の一部を支援。

＜補助率＞

一般型：２/３
低感染リスク型ビジネス枠：３/４
✓感染防止対策費は補助対象経費のうち1/4（または1/2※裏面参照）を上限に支援。

＜補助対象＞

◆一般型：店舗の改装、チラシの作成、広告掲載など
◆低感染リスク型ビジネス枠：
オンライン化の為のツール・システムの導入、ＥＣサイト構築費など

※裏面もご覧ください

令和元年度補正予算、令和２年度第３次補正予算で中小機構に措置

持続化補助金活用イメージ

成果

採択事業者の**97.5%**が**客数増加**、**96.0%**が**売上増加**を実感！
※いずれも増加見込みを含む

※平成26年度補正予算事業採択事業者へのアンケート結果により集計

活用例

事例①（一般型）

宿泊・飲食事業などを行う旅館にて、補助金を活用し、外国語版Webサイトや営業ツールを作成。また、ピクトグラムの活用やムスリム対応情報を発信した結果、**問合せ件数が倍増、海外客の団体旅行予約も２割程度増加**。

事例②（低感染リスク型ビジネス枠）

ポストコロナ社会を見据えた対人接触機会の減少に資するビジネスモデルへの転換のため、飲食店が大部屋を個室にするための間仕切り設置を行い、予約制とするためのシステムを導入。

一般型

✓事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均増加」、「事業場内最低賃金を地域別最低賃金より増加」を計画していること、jGrantsによる電子申請等を加点要件とします。※詳細は公募要領をご覧ください

低感染リスク型ビジネス枠

緊急事態宣言再発令による特別措置

✓緊急事態宣言の再発令によって令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が、対前年又は前々年の同月比で30%以上減少している場合

⇒補助金総額に占める感染防止対策費の上限を
1/4以内(最大25万円)から1/2以内(最大50万円)へ引上げます。
⇒審査時における加点措置を講ずることにより優先採択。

※詳細は追って公開する公募要領をご覧ください

＜令和元年度補正予算持続化補助金（一般型）の今後のスケジュール＞

応募締切：令和3年６月４日（金）当日消印有効（５次締切）

※５次締切後も申請受付を継続し、令和3年度内には令和3年10月(6次)、令和4年2月(7次)に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います（予定は変更する場合がございます）。

応募方法等の詳細はこちらからご確認ください

全国商工会連合会 03-6670-2540

日本商工会議所 03-6447-2389

＜令和２年度第３次補正予算持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）の今後のスケジュール＞ ※jGrantsによる電子申請のみの受付

GビズIDプライムの発行には２～３週間ほど時間がかかりますので、補助金の申請をお考えの方は**事前のID取得**をお勧めします。https://www.jgrants-portal.go.jp/

※令和２年度第３次補正予算で措置された低感染リスク型ビジネス枠の詳細は追って情報公開いたします。

お問合せ先 03-6837-5929 （独）中小企業基盤整備機構 生産性革命推進事業 コールセンター

IT導入・DXを検討中の皆様へ

ITで業務効率化・データ活用をしたい
働き方改革・コロナ対策を進めたい
全社的なDX（デジタルトランスフォーメーション）を進めたい

IT導入による生産性向上を後押しします。
まずはIT導入補助金をチェック✓。

✓ IT導入補助金

（サービス等生産性向上IT導入支援事業）

バックオフィス業務の効率化やデータを活用した顧客獲得など生産性向上に繋がるITツールの導入を支援します

※飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象。

事業類型	通常枠		NEW 低感染リスク型ビジネス枠	
	A類型	B類型	C類型（低感染リスク型ビジネス類型）	D類型（テレワーク対応類型）
補助下限額・上限額	30万～150万円未満	150万～450万円	30万～450万円	30万～150万円
補助率	1/2		**2/3**	
補助対象経費	ソフトウェア、クラウド利用費、専門家経費等		左記のものに加えPC・タブレット等のレンタル費用が対象	

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金＋30円以上」を満たすこと等を加点要件（一部事業者等については申請要件）とします。

令和元年度補正予算及び令和２年度３次補正予算で中小機構に措置

低感染リスク型ビジネス枠

低感染リスク型ビジネス類型・テレワーク対応類型の創設

- ✓ 補助率は２／３です。
- ✓ 「低感染リスク型ビジネス類型」は、複数の業務プロセス（販売管理と労務など）を非対面化し、一層の生産性向上を図るITツールの導入を支援します。
- ✓ 「テレワーク対応類型」は、生産性向上のために、テレワーク環境の整備に寄与するクラウド型のITツールの導入を支援します。

補助金活用事例

事例①（通常枠）

担当者の交代や後継者問題など、“人”の課題が顕在化。『長年の勘』からの脱却をはかるため、販売管理システムを導入。売上の多い得意先の需要予測や仕入れ単価の推移の**見える化**を行い、**売上が増加**。

事例②（低感染リスク型ビジネス類型）

顧客対応や決済業務の対面実施による感染リスクが存在。「遠隔注文システム」、「キャッシュレス決済システム」、「会計管理システム」を同時導入することで、顧客と従業員間の業務の**非対面化**と**効率化**を実現。

事例③（テレワーク対応類型）

テレワークを実施するためにクラウド型の勤怠管理システムとweb会議システムを導入することで**非対面化**と**効率化**を実現。

<IT導入補助金の今後のスケジュール>

・「IT導入補助金2020」については、
　通常枠・特別枠ともに受付を締め切りました。
・次回のスケジュールについては、
　おって公表いたします
（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

応募方法等の詳細はこちらからご確認ください

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト

※令和２年度３次補正予算で措置される低感染リスク型ビジネス枠の詳細は追って情報公開いたします。

事業の再構築に挑戦する皆様へ

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

企業の思い切った事業再構築を支援

中小企業等事業再構築促進事業

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します！

対象

1．申請前の**直近６カ月間**のうち、**任意の３カ月の合計売上高**が、コロナ以前の同３カ月の合計売上高と比較して**10%以上減少**している中小企業等。
2．**事業計画を認定支援機関や金融機関と策定**し、**一体となって**事業再構築に取り組む中小企業等。
3．補助事業終了後３～５年で**付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加**、又は**従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加**の達成。

中小企業

✓ **通常枠**　補助額　**100万円～6,000万円**　補助率　**２／３**

✓ **卒業枠***　補助額　**6,000万円超～１億円**　補助率　**２／３**

＊ 卒業枠：事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。400社限定。
※ 中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。

中堅企業

✓ **通常枠**　補助額　**100万円～8,000万円**
補助率　**1／2（4,000万円超は１／３）**

✓ **グローバルＶ字回復枠****　補助額　**8,000万円超～１億円**
補助率　**１／２**

** グローバルV字回復枠：以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。 100社限定。
①直前６カ月間のうち任意の３カ月の合計売上高がコロナ以前の同３カ月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
②補助事業終了後３～５年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。
③グローバル展開を果たす事業であること。

経営資源集約化税制、設備投資促進税制

（１）経営資源の集約化に資する税制（新設）

①M&A実施後の**リスクに備える準備金**、②**設備投資減税**、③**雇用確保を促す税制**の3つの措置をセットで適用

（２）様々な設備投資を促す税制（生産性向上、DX 、地域経済牽引）（延長等）

「中小企業経営強化税制」は、延長（**10%税額控除等**）
「中小企業投資促進税制」は、「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」と統合した上で延長（**７%税額控除等**）
「地域未来投資促進税制」は、サプライチェーン強靱化の類型を追加した上で延長（**最大５%税額控除等**）

令和２年度３次補正予算・令和３年度税制改正において措置
（今後内容が変更等される場合があります。）

中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

小売業

衣服販売業を営んでいたところ、コロナの影響で客足が減り、売上が減少

店舗での営業規模を縮小し、
ネット販売事業やサブスクサービス事業に業態を転換。

補助経費の例：店舗縮小にかかる店舗改修の費用、
新規オンラインサービス導入にかかるシステム構築の費用など

製造業

航空機部品を製造していたところ、コロナの影響で需要が減少

当該事業の圧縮・関連設備の廃棄等を行い、
ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

補助経費の例：事業圧縮にかかる設備撤去の費用、新規事業に従事する従業員への
教育のための研修費用など

飲食業

レストラン経営をしていたところ、コロナの影響で客足が減り、売上が減少

店舗での営業を廃止。オンライン専用の注文サービスを
新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応。

補助経費の例：店舗縮小にかかる建物改修の費用、
新規サービスにかかる機器導入費や広告宣伝のための費用など

経営資源集約化税制、設備投資促進税制

経営資源の集約化に資する税制（創設）

- 生産性向上等を目指す計画に基づくM&Aを実施した場合、以下の３つの措置をセットで適用。

①準備金の積立（リスクの軽減）

M&A実施後に発生し得るリスク（簿外債務等）に備えるため、据置期間付（５年間）の準備金を措置。
M&A実施時に、**投資額の70%以下の金額を損金算入**。

②M&Aの効果を高める設備投資減税

投資額の**10%を税額控除** 又は **全額即時償却**。
※資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は７%

③雇用確保を促す税制

M&Aに伴って行われる労働移転等によって、給与等支給額を対前年比で2.5%以上引き上げた場合、**給与等支給額の増加額の25%を税額控除**。（1.5%以上の引上げは15%の税額控除）

様々な設備投資を促す税制（延長等）

生産性向上、DX（「中小企業経営強化税制」、「中小企業投資促進税制」）

設備の種類（価額要件）		機械装置（160万円以上）	ソフトウェア（70万円以上）	器具備品・工具（30万円以上）	建物附属設備（60万円以上）
支援措置	国税	【中小企業経営強化税制】即時償却又は税額控除10%（※７%）※計画認定手続を柔軟化			
		【中小企業投資促進税制】**30%特別償却又は税額控除７%**（※ 30%特別償却のみ適用）**※不動産業、商店街振興組合等の業種を追加**		←統合【商業・サービス業・農林水産業活性化税制】	

▨ を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要　　※ を付した部分は、資本金3,000万円超１億円以下の法人の場合

※事業再構築促進事業については、公募開始は３月となる見込みです。
※**jGrants（電子申請システム）での申請受付を予定**しております。**GビズIDプライムの発行に２～３週間ほど時間がかかります**ので、補助金の申請をお考えの方は**事前のID取得**をお勧めします。➡ https://www.jgrants-portal.go.jp/
※認定支援機関は、以下の中企庁HPに記載の「経営革新等支援機関認定一覧」をご覧ください。➡ https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm

お問合わせ先
中小企業庁
経営支援部　技術・経営革新課
０３-３５０１-１８１６
事業環境部　財務課
０３-３５０１-５８０３

経営資源を次世代に引き継ぎたい皆様
・規模拡大等により成長を目指す皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、地域の貴重な経営資源を守り抜くべく

円滑な事業承継・引継ぎを後押しします

✓ 経営資源集約化税制【新設】

①M&A実施後の**リスクに備える準備金**
②**設備投資減税**、③**雇用確保を促す税制**
の３つの措置をセットで適用し、経営資源の集約化を推進します。

✓ 事業承継・引継ぎ補助金

M&A時の**士業専門家の活用費用**（仲介手数料、デューデリジェンス費用等）、
事業承継後の**新たな取組**（設備投資や販路開拓等）や**廃業に係る費用等**
を補助します。

✓ 事業引継ぎ支援センター事業

全47都道府県に設置された事業引継ぎ支援センターにおいて、
事業者のニーズに対して適切な**相談対応**や**マッチング支援**を行います。

詳細は裏面をチェック✓

現在、こちらの施策をご活用いただけます！

◆ **中小M&Aガイドライン**
（①M&Aの基本的な事項、②適切なM&Aのための行動指針を提示するもの）

◆ **事業承継税制**
（贈与税・相続税の納税が猶予又は免除される制度）

令和２年度３次補正予算・令和３年度税制改正において措置
（今後内容が変更等される場合があります。）

経営資源集約化税制

リスク軽減
設備投資
雇用確保

生産性向上等を目指す計画に基づくM&Aを実施した場合、以下の**3つの措置をセットで適用**し、経営資源の集約化を推進

①準備金の積立（リスクの軽減）

M&A実施後に発生し得るリスク（簿外債務等）に備えるため、据置期間付（５年間）の準備金を措置。
M&A実施時に、**投資額の70%以下の金額を損金算入**。

②M&Aの効果を高める設備投資減税

投資額の**10%を税額控除**又は**全額即時償却**。

※資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は７％

③雇用確保を促す税制

M&Aに伴って行われる労働移転等によって、給与等支給額を対前年比で2.5%以上引き上げた場合、**給与等支給額の増加額の25%を税額控除**。

（1.5%以上の引上げは15%の税額控除）

事業承継・引継ぎ補助金

M&Aコスト低減
設備投資等
廃業支援

M&A時の専門家活用を支援　【専門家活用型】

＜補助対象経費＞専門家の仲介手数料、デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等
（廃業費用として）廃業登記費、在庫処分費、解体費、原状回復費等

- 経営資源の**譲渡し**を検討している方／着手している方
  補助率：　２／３　補助上限額：**400万円**　廃業費用：200万円
- 経営資源の**譲受け**を検討している方／着手している方
  補助率：　２／３　補助上限額：**400万円**　廃業費用：－

事業承継・引継ぎ後の新たな取組の支援

＜補助対象経費＞事業承継・引継ぎ後の設備投資、販路開拓費用等
（廃業費用として）廃業登記費、在庫処分費、解体費、原状回復費等

- 他社の経営資源を引き継いで**創業**した方　**【創業支援型】**
  補助率：２／３　補助上限額：**400万円**　廃業費用：200万円
- **親族内承継等**で経営者交代をされた方　**【経営者交代型】**
  補助率：２／３　補助上限額：**400万円**　廃業費用：200万円
- **M&A**により経営資源を引き継いだ方　**【M&A型】**
  補助率：２／３　補助上限額：**800万円**　廃業費用：200万円

事業引継ぎ支援センター事業

相談・ﾏｯﾁﾝｸﾞ

全国47都道府県の事業引継ぎ支援センターで事業引継ぎを支援

＜支援内容＞

①　事業引継ぎに関する経営上の**課題抽出と解決に向けたサポート、情報提供**
②　後継者不在企業と引継ぎ希望企業／創業希望者との**マッチング支援**
③　事業引継ぎを行う**金融機関、仲介業者等の登録機関への紹介**
④　**専門家派遣**による利用企業へ寄り添った最適な支援

＜参考＞既存の主な関連施策

◆ **中小M&Aガイドライン（詳細は右のQRコードよりご確認下さい）**

①M&Aの基本的な事項、
②適切なM&Aのための行動指針（例．利益相反になり得る仲介において、譲渡側・譲受側の双方から手数料を徴収している等の不利益情報の開示など）等を提示するもの。

◆ **事業承継税制（法人版、個人版）**

- 贈与税・相続税の納税が猶予又は免除される制度。
- 適用要件の特例承継計画の提出期限は、法人版が2023年３月31日、個人版が2024年３月31日。

※**事業承継・引継ぎ補助金**は、**jGrants（電子申請システム）での申請受付を予定**しております。**GビズIDプライムの発行に２～３週間ほど時間がかかります**ので、補助金の申請をお考えの方は**事前のID取得**をお勧めします。
➡ https://www.jgrants-portal.go.jp/

お問合せ先
中小企業庁　事業環境部　財務課
０３-３５０１-５８０３

経営資源を次世代に引き継ぎたい皆様へ
経営資源の引継ぎを支援される皆様へ

「中小M&Aガイドライン」をご活用ください

※令和2年3月31日、経済産業省より公表

✓ M&Aには早期判断が重要です

早い時期にM&Aの実施を決断した方が、
売り手・買い手のマッチングの時間を確保でき、
手元に残る譲渡代金も多くなる可能性があります。

✓ 身近な支援機関に相談しましょう

M&Aに当たっては、様々なポイントの検討が必要です。
また、専門的な情報や経験がないと判断を誤るおそれもあります。
まずは身近な支援機関に相談しましょう。

＜相談窓口＞

事業引継ぎ
支援センター
（M&A全般）

日本弁護士
連合会
（法的助言）

✓ M&Aは事前準備が大切です

引退後のビジョンや希望条件を考えておきましょう。
何を譲れるのか、何を譲れないのか、固めておきましょう。
株式や事業用資産の整理も可能な限り進めていきましょう。

裏面もチェック✓

M&A専門業者などに依頼する際の留意点

（１）マッチングなどを依頼する際

	チェック事項
①	M&Aについて希望する条件を業者に明確に伝えましたか。
②	譲り渡し側・譲り受け側の双方から受任する場合（仲介者）と、片方のみから受任する場合の違いを理解しましたか。依頼する業者がどちらか確認しましたか。 ※仲介者の場合、通常は双方に手数料を請求します。
③	依頼するのは、具体的にはどのような業務ですか。
④	手数料はどのように算定し、いつ支払いますか。最低手数料はありますか。
⑤	秘密保持の条項はありますか。他の専門家などへの情報共有は可能ですか。
⑥	他業者への依頼を禁じる条項がありますか。セカンド・オピニオンは可能ですか。
⑦	中途解約は可能ですか。契約期間や⑥の条項の有効期間は確認しましたか。
⑧	業者との契約終了後、一定期間内にM&Aを行った場合にも手数料が生じるとする条項はありますか。その期間や、対象となるM&Aは確認しましたか。

（注）**仲介者**の場合、構造的に譲り渡し側・譲り受け側の双方の間で、**利益相反のおそれ**が生じますので、**特に上記②についてはご注意**ください。

（２）M&Aプラットフォームを利用する際

	チェック事項
①	自社の情報をどの程度まで開示するかを慎重に検討しましたか。
②	それぞれの特徴を踏まえ、どのプラットフォームを使うべきか検討しましたか。

M&A専門業者の手数料

【手数料の種類と発生するタイミング】

①着手金　：主に契約締結時
②月額報酬　：主に月ごとに定期的・定額
③中間金　：基本合意締結時など案件完了前
④成功報酬　：案件完了時。一般的に算出には**右の図（レーマン方式）**を用います。

基準となる価額（円）	乗じる割合（%）
５億円以下の部分	5
５億円超１０億円以下の部分	4
１０億円超５０億円以下の部分	3
５０億円超１００億円以下の部分	2
１００億円超の部分	1

（注）プラットフォームについては、売り手には一切の手数料が発生しないケースが多いです。

【ガイドラインを読む前に！】
中小M&Aハンドブック

中小M&Aガイドライン

お問合せ先
中小企業庁　事業環境部　財務課
03-3501-5803

令和３年度税制改正

中小企業関連税制のポイント

（１）経営資源の集約化に資する税制（新設）

①M&A実施後の**リスクに備える準備金**
②**設備投資減税**、③**雇用確保を促す税制**
の３つの措置をセットで適用することを可能とする

（２）様々な設備投資を促す税制（延長等）

①生産性向上、DX

・「中小企業経営強化税制」は、延長（**10%税額控除等**）
・「中小企業投資促進税制」は、「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」と統合した上で延長（**７%税額控除等**）

②地域経済を牽引する建物・機械等の新設・増設

・「地域未来投資促進税制」は、**サプライチェーン強靱化の類型を追加**した上で延長（**最大５%税額控除等**）

③自然災害や感染症の事前対策

・「中小企業防災・減災投資促進税制」は、**対象設備を追加**した上で延長（**特別償却20%**）

（３）法人税の軽減税率（延長）

所得800万円まで、法人税率を**15%に軽減**

（４）所得拡大を支援する税制（見直し・延長）

適用要件を**企業全体の給与等支給額**を増加させた場合に見直し
増加額の一定割合を税額控除

詳細は裏面をチェック✓

※令和３年度税制改正において措置予定
（租税特別措置法の成立を前提としており、今後内容が変更等される場合があります。）

（１）経営資源の集約化に資する税制（創設）

- 生産性向上等を目指す計画に基づくM&Aを実施した場合、以下の３つの措置をセットで適用。

①準備金の積立（リスクの軽減）

M&A実施後に発生し得るリスク（簿外債務等）に備えるため、据置期間付（５年間）の準備金を措置。
M&A実施時に、**投資額の70%以下の金額を損金算入**。

②M&Aの効果を高める設備投資減税

投資額の**10%を税額控除** 又は **全額即時償却**。

※資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

③雇用確保を促す税制

M&Aに伴って行われる労働移転等によって、給与等支給額を対前年比で2.5%以上引き上げた場合、**給与等支給額の増加額の25%を税額控除**。
（1.5%以上の引上げは15%の税額控除）

（２）様々な設備投資を促す税制（延長等）

①生産性向上、DX（「中小企業経営強化税制」、「中小企業投資促進税制」）

設備の種類（価額要件）		機械装置（160万円以上）	ソフトウェア（70万円以上）	器具備品・工具（30万円以上）	建物附属設備（60万円以上）
支援措置	国税	【中小企業経営強化税制】**即時償却又は税額控除10%**（※７%） ※計画認定手続を柔軟化			
		【中小企業投資促進税制】**30%特別償却又は税額控除７%**（※ 30%特別償却のみ適用） ※不動産業、商店街振興組合等の業種を追加	⇐統合 【商業・サービス業・農林水産業活性化税制】		

▩ を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要　　※ を付した部分は、資本金3,000万円超１億円以下の法人の場合

②地域経済を牽引する建物・機械等の新設・増設（「地域未来投資促進税制」）

- 都道府県から承認を受けた地域経済牽引事業について、建物等を新設・増設した場合、**特別償却又は税額控除**。
- 先進性の要件を明確化するとともに、**サプライチェーン強靱化の類型を追加**。

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	４%
上乗せ要件を満たす場合	50%	５%
建物・附属設備・構築物	20%	２%

③自然災害や感染症の事前対策（「中小企業防災・減災投資促進税制」）

- 自然災害や感染症の事前対策に資する一定の設備を取得等した場合、**特別償却（20%）**を適用。
- 今回、**設備のかさ上げに用いる架台、停電時の電力供給装置、サーモグラフィを対象設備に追加**。

（３）法人税の軽減税率（延長）

- 所得800万円まで、**法人税率を19%から15%に軽減**。

（４）所得拡大を支援する税制（見直し・延長）

- 企業全体の給与等支給額を増加させた場合、増加額の一定割合を税額控除。

通常措置
企業全体の給与等支給額が前年度比で**1.5%以上増加**
⇒ **増加額の15%を税額控除**

上乗せ措置
企業全体の給与等支給額が前年度比で**2.5%以上増加**
＋
教育訓練費が前年度比10%以上増加
又は 経営力向上計画の認定等
⇒ **増加額の25%を税額控除**

お問合せ先
（1,2①,3）中小企業庁 事業環境部 財務課 ０３-３５０１-５８０３
（２）②地域経済産業G地域企業高度化推進課 ０３-３５０１-０６４５
（２）③中小企業庁 事業環境部 経営安定対策室 ０３-３５０１-０４５９
（４） 中小企業庁 事業環境部 企画課 ０３-３５０１-１７６５

海外展開をお考えの皆様へ

海外展開に取り組む中小企業を応援

✓ JAPANブランド育成支援等事業

①海外展開やそれを見据えた全国展開等に取組む経費の一部を補助

補助額 **上限 500万円**

（複数者による共同申請の場合は**上限2,000万円**）

補助率 **2/3 又は 1/2**

②民間支援事業者や支援機関等による、中小企業の海外展開等を支援する経費の一部を補助

補助額 **上限 2,000万円**

補助率 **2/3 又は 1/2**

✓ 新輸出大国コンソーシアム

事業計画策定から展示会出展、その後の商談成立に至るまで、
専門家がハンズオンで一貫支援

✓ 現地進出支援強化事業

現地情報の収集・提供、海外展示会出展支援、オンライン商談会、ジェトロ海外主要拠点での進出企業支援等により、海外現地進出を支援

※令和3年度当初予算案において措置予定

中堅・中小企業の海外展開支援イメージ

JAPANブランド育成支援

事例１（①中小企業）

地域産品を活用した商品について、海外市場に詳しい専門家と連携し、商品の改良や魅力を発信する取り組みを実施。併せて、オンライン商談会への出展や、ＥＣプラットフォームを活用して新規市場の獲得も目指す。

事例２（②支援事業者）

地域商社として、複数の中小企業のテストマーケティングや現地でのプロモーション、オンライン展示会の出展フォロー等、商品開発から販路開拓までを支援。商品が継続的に売れる仕組みを構築する。

もっと詳しく知りたい方はこちら ➡ https://www.chusho.meti.go.jp/index.html

担当課：中小企業庁　創業・新事業促進課（03-3501-1767）

新輸出大国コンソーシアム

事例１

海外展開に関心がありながらも、何から始めてよいか分からなかったA社。コンシェルジュの案内で「海外展開フェーズに即した専門家」を活用し、ステップバイステップのサポートを経て、ベトナムでの製造拠点立上げを実現。

事例２

“Made in Japan”にこだわったスキンケア化粧品メーカーのC社は、WEBサイト等の英文版の作成や現地のマーケティング調査などフェーズに応じて、サポートを効果的に活用し、日本製コスメのマレーシア向け輸出を実現。

もっと詳しく知りたい方はこちら ➡ https://www.jetro.go.jp/consortium/

担当課：貿易経済協力局　貿易振興課（03-3501-6759）

現地進出支援強化事業

受けられるサービス

- 海外市場や現地の規制・税制度等のタイムリーな情報提供
- 専門アドバイザーによる海外展開に関する相談対応
- 海外展示会出展、オンライン商談会等を通じて、中小企業等の商談機会を創出、成約までのフォローを実施
- 中小企業海外展開現地支援プラットフォームにて海外の主要拠点にコーディネーターを配置し、企業の課題解決や海外拠点設立等を支援。

もっと詳しく知りたい方はこちら ➡ https://www.jetro.go.jp/

担当課：通商政策局　総務課JETRO班（03-3501-1654）

お問合せ先

資料全体に関する問合せ窓口
03-3501-1767
中小企業庁 創業・新事業促進課

予算・税制に関する資料は、中小企業庁HPにも掲載！
https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/index.html

持続化補助金の活用事例（水産加工関連）

梅藤水産

（東京都新島村、食料品製造業、従業員５人）

- 食料品製造業者が、販路開拓のため、持続化補助金を活用し、**手軽に焼かずにそのまま食べられる「燻製くさや」商品を開発**し、従来の「くさや」とは趣の異なる風味で「くさや」の味をまだ知らない「くさや」ファン予備軍を開拓。
- 「燻製くさや」商品を開発することで、島内の土産物店に並ぶ「くさや」商品と他店が提供する新島産「くさや」商品との差別化を図った。
- こうした効果もあり、**新島島内の飲食店や土産物店では高い評価を得た**。

燻製くさや３枚入り

くさやスモークジャーキー

谷国水産

（和歌山県、水産加工業、従業員１人）

- しらす加工業者が、持続化補助金を活用し、釜揚げしらすだけでなく、新しい加工品(漬生しらす、揚げしらす等）に力を入れ、**お洒落な加工品として、容器やパッケージも一新**。**レシピ集を作成**するなど新しい魅力も付加して「谷国(TANIKUNI)ブランド」を定着させ、販路拡大をした。
- 東京のアンテナショップや地元で開催するマルシェイベントで**「お洒落な加工品」として売り出し**、さらに、**同時に作成したレシピ集も付けた**ことで、**売上が増加**した。

漬生しらす

揚げしらす

ものづくり補助金の活用事例（水産加工関連）

有限会社小倉水産食品

（鳥取県、食料品製造業、従業員26人）

- 水産加工業者が、魚介類の消費回復のため、ものづくり補助金を活用し、**「飽和蒸気調理器」「高効率蒸気ボイラー」を導入**し、骨まで食べられる「ファーストフィッシュ」を試作開発。
- サケフライ100g当たりのカルシウム量が、360mgから1,700mgに増量したほか、10種類の試作品の開発に成功。
- こうした効果もあり、補助事業終了後４年で**会社の売上高は約1.2倍、付加価値額は約2.7倍**に。

三福海苔株式会社

（佐賀県、食料品製造業、従業員12人）

- 佐賀海苔の加工業者が、ものづくり補助金を活用し、**おにぎり海苔用「三方ピロー包装機」を導入**し、カット海苔１枚１枚をピロー包装できる体制を構築。
- 一般の包装機で発生していた位置ずれ噛み込みや搬送時破れ等によるロス率が、約18.0%から約1.4%まで減少。
- こうした効果もあり、補助事業終了後２年で**会社の売上高は約1.2倍、付加価値額は約1.1倍**に。